

令和5年4月1日改正

売買取引の条件について

大阪市中央卸売市場
大阪本場青果部
大阪中央青果株式会社

弊社では、卸売市場や大阪市中央卸売市場業務条例に基づき、下記のとおり売買取引の条件を定めています。

1 営業日及び営業時間について

- (1) 営業日 「臨時休開場日カレンダー」のとおり
- (2) 営業時間 営業部門 午前5時～午後2時30分
管理部門 午前8時～午後4時30分
- (3) 荷受時間 【蔬菜部】午前10時から翌日午前7時まで
【果実部】午後3時から翌日午前5時まで

*12月31日午前4時から1月4日午前10時の間は荷受対応なし
ただし予約相対の苺は別途対応

◎市場休業日は蔬菜部・果実部ともに終日対応

2 取扱品目について

野菜、果実及びこれらの加工品

3 生鮮食料品等の引渡しの方法について

- (1) 出荷者に関しては受託契約約款に準ずる
- (2) 買受人に関しては市場内卸売場

4 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額について

受託契約約款もしくは各取引先との協議の上決定

5 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日、支払方法について

- (1) 支払期日 受託契約約款もしくは各取引先との協議の上決定
- (2) 支払方法 現金、小切手、送金その他各取引先との協議の上決定した方法

6 売買取引に関して交付する奨励金について

- (1) 出荷者・・・出荷奨励金
- (2) 買受人・・・完納奨励金